

立候補のうわさ

上海。JC企画上海支社。支社長として勤務する森健太郎のもとに、元同僚の今井から電話がかかってくる。衆議院議員選挙に立候補するという今井のことを、オフィスで部下の山田と話す。

健太郎：山田君，今井君って知ってる？

山田：ええと…，営業部にいた今井さんのことですか。

健太郎：そう。あの今井君。

山田：知ってますよ。でも、たしか1年ぐらい前に辞めたんじゃないかったですか。

健太郎：そうそう。その今井君が、何と今度の衆議院議員選挙に立候補するって。

山田：ええっ！ 議員に立候補？何でまた？

健太郎：いやあね。何でも大学の先輩が議員をやってて、それで、彼は大学のころからボランティアで選挙の手伝いをしてたらしいんだよ。

山田：ああ、確かにそういう話、聞いたことがあります。

健太郎：で、そのころから政治に対する熱い思いがあったんだってさ。当选すれば、純粋で情熱的な人だから、すばらしい政治家になるんじゃないかな。

山田：ぼくの身近から政治家が誕生するなんて、驚きました。政治家って、世襲とか元官僚になるものだとばかり思ってたから。

健太郎：おいおい、まだ当选したわけじゃないんだよ。それに、世襲とか、元官僚になるというのもおかしな思い込みだよ。この前、現役の女子大生が町会議員に立候補して、当选したことがあっただろう。

山田：そうでしたね。被災した町をなんとしても復興したいという思いで立候補したんですね。それにしても、支社長、今井さんが立候補するって、どうして分かったんですか。

健太郎：どうしても何も、昨日、本人から直接電話がかかってきたんだよ。よろしくお願ひしますって。

山田：へえ。それこそ「清き一票をお願いいたします！」っていうやつですね。



健太郎：当选したら国会議員。JC企画から政治家かあ…。想像しただけでもわくわくしてくるよ。

新出語彙1

いまい (今井) [专] 今井

てつだい (手伝い) [名] 帮忙, 帮助

とうせんする (当选~) [名・サ变自] 当选

じゅんすい (純粹) [名・形2] 纯真, 无私心杂念

せしゅう (世襲) [名・サ变他] 世袭

かんりょう (官僚) [名] 官僚

おもいこみ (思い込み) [名] 错误认为

じょしだいせい (女子大生) [名] 女大学生

ちょうかいぎいん (町会議員) [名] 乡镇议员

ひさいする (被災~) [名・サ变自] 遭灾

こっかいぎいん (国会議員) [名] 国会议员

どうしてもなにも (どうしても何も) 也没怎么

きよきいっぴょう (清き一票) 清纯的一票

one point
ワンポイント

“~って” 和 “~ってさ”

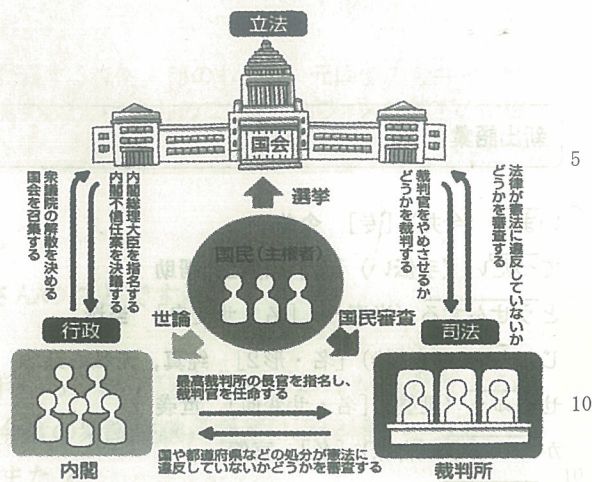
这段会话中，传闻的表达有3处：①“その今井君が、何と今度の衆議院議員選挙に立候補するって。”；②“で、そのころから政治に対する熱い思いがあったんだってさ。”；③“昨日、本人から直接電話がかかってきたんだよ。よろしくお願ひしますって。”，虽然都是健太郎说的，但只有②的句尾用了“さ”。①③只是健太郎单纯地向山田传达从今井那里听到的话，而②在如实传递信息方面与①③相同，但句尾用“さ”则含有强烈地向听话人山田提示所传达信息的语感。

另外，②句首的“で”是“それで”的简短说法，用于表示刚刚说过的事情是接下要说的事情的原因、理由。

日本の政治

第4単元

日本国憲法では、三権分立を国の基本制度としている。三権とは、法律を作る立法機関（国会）、国会で決まった法律や予算に基づく政策を実行する行政機関（内閣）、憲法や法律に違反していないかを裁く司法機関（裁判所）の3つを指す。そして、各機関に権限を与え、それぞれが独立機関として、互いに抑制し合い、権力の行き過ぎを防ぐことを「三権分立」という。



三権分立の仕組

<日本国憲法より>

<p>第七十六条 一項 (司法権、裁判所) すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。</p>	<p>第六十五条 (行政権と内閣) 行政権は、内閣に属する。</p>	<p>第四十二条 (両院制) 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。</p>	<p>第四十一条 (国会の地位、立法権) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。</p>	<p>第四十三条 (両議院の組織) 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。</p>	<p>第四十四条 (議員及び選挙人の資格) ② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。</p>
---	--	--	--	---	---

■日本の政治の仕組みと国会の仕事 (憲法第41条)

現在の日本の政治は、議会制民主主義（議会政治）によって行われている。国の意思決定を行う最高機関は「国会」と呼ばれ、選挙で選出された国民を代表する議員によって構成される。法律を作ることを「立法」といい、国会だけが行える重要な仕事になっている。予算の議決、内閣総理大臣の指名なども国会の重要な仕事である。

■衆議院と参議院 (憲法第42条)

国会は、衆議院と参議院の二院からなっている。なぜ二院制を取っているかという、

法律など国にとって大事な問題について、2つの視点でダブルチェックできるからである。

■国会議員の選び方 (憲法第43条)

国会議員は、国民の意思が政治に反映されるように、国民の中から選挙によって選ばれている。衆議院議員の数は480人、参議院議員は242人で、立候補できる年齢も、衆議院は満25歳以上なのに対して参議院は満30歳以上と異なる。

■参政権 (憲法第44条)

国の政治（国政）に参加する権利を「参政権」という。参政権には、主に投票する権利（選挙権）と、選挙に立候補する権利（被選挙権）がある。「選挙権」「被選挙権」はともに、性別によらず、年齢を含む一定の要件を満たせば、すべての国民に与えられる。地方への参政権も衆参両院の国政選挙と同様で、下記の要件を満たしさえすればよい。例えば、東京都知事の場合、満30歳以上の国民であれば、だれでも立候補できる。

	選挙の種類	被選挙権の要件	選挙権の要件
国	衆議院議員	満25歳以上の日本国民	満20歳以上の日本国民
	参議院議員	満30歳以上の日本国民	
市(区)町村 都道府県	都道府県知事	満30歳以上の日本国民	満20歳以上の日本国民 ※選挙が行われる区域内に、引き続き3か月以上、住所がある人
	都道府県議会議員	満25歳以上の日本国民 ※その選挙で選挙権のある人	
	市(区)町村長	満25歳以上の日本国民	
	市(区)町村議会議員	満25歳以上の日本国民 ※その選挙で選挙権のある人	

■内閣の仕事 (憲法第65条)

法律や予算に従って、実際に政治を行うことを「行政」という。国の最高の行政機関は「内閣」で、その最高責任者は内閣総理大臣である。内閣総理大臣は、各省などの長である国務大臣を任命して内閣を組織している。予算を作って国会に提出することや、外国と条約を結ぶことが内閣の主な仕事である。

■裁判所の仕事 (憲法第76条 1項)

争いごとを解決したり、罪のあるなしを判断したりするのが裁判所の仕事である。裁判官は、国会や内閣から独立して、どこからも影響を受けず、憲法や法律に基づいて公正な判断をする。こうした裁判所の働きを「司法」という。

2009年に「裁判員制度」が導入されてからは、特定の刑事裁判に限り、満20歳以上の日本国民から無作為に選ばれた人が裁判員となり、事件ごとに裁判官と審理に参加している。

解説

1. 课文特点 [宪法及法律条文]

●日本国宪法

民主国家日本在政治上的特点是“三权分立”。这记载于《日本国宪法》的第4章~第6章(第41条~第82条),课文只是选取了其中极少一部分进行介绍。在这里,首先简单地介绍一下《日本国宪法》的全貌。

日本国宪法		
公布	1946(昭和21年)年11月3日 ※现在,11月3日是“文化日”	
施行	1947(昭和22年)年5月3日 ※现在,5月3日是“宪法纪念日”	
三大原则	“国民主权”“尊重基本人权”“和平主义”	
结构	除序言外,由11章103条构成	
	序言	
	第1章 天皇	第1条~第8条
	第2章 放弃战争	第9条
	第3章 国民的权利与义务	第10条~第40条
	第4章 国会	第41条~第64条
	第5章 内阁	第65条~第75条
	第6章 司法	第76条~第82条
	第7章 财政	第83条~第91条
	第8章 地方自治	第92条~第95条
	第9章 修改	第96条
	第10章 最高法规	第97条~第99条
第11章 补充规定	第100条~第103条	

●法律条文的特点

法律条文有不同于一般文章的各种特点。在这里,我们以法律之一的“著作権法(著作权法)”条文为例,看一下法律条文的特点。

“著作権法(著作权法)”于1970(昭和45)年5月6日实施,到2010(平成22)年12月经历了30余次修改。是规定著作者权利及出版权的文件,全文由4章124条及附则构成。我们这里引用的是第2章“著作者の権利(著作者的权利)”中的第9节“補償金等(补偿金等)”,由4个项目构成。

引用的“补偿金等的委托保管”条文,规定了教科书里刊登他人作品无法支付补偿金,或补偿款的支付不适当时必须委托保管等相关的必要事项。所谓“補償金(补偿金)”,是指作品刊登于教科书、图书时,刊登者须向著作权人支付的金额,该金额每年由文化厅长官决

新出語彙2

ぎんけん(三権)[名] 三权	はんえいする(反映~)[名・サ変他]
ぶんりつ(分立)[名・サ变自] 分立	反映,反射
りっぽう(立法)[名] 立法	さんせい(参政)[名] 参政
ぎょうせい(行政)[名] 行政	こくせい(国政)[名] 国家政治,国政
さばく(裁く)[动1他] 裁判,仲裁	ようげん(要件)[名] 必要条件;要事
しほう(司法)[名] 司法	とどうふけん(都道府県)[名] 都道府县
さいばんしょ(裁判所)[名] 法院,法庭	しちようそん(市町村)[名] 市町村
けんげん(権限)[名] 权限,职权范围	くいき(区域)[名] 区域
けんりょく(権力)[名] 权力	ひきつづき(引き続き)[名] 连续;继续
いきすぎ(行き過ぎ)[名] 过度,过火	ちよう(長)[名] 长,首领
こっけん(国権)[名] 国家权力,主权	こくむだいじん(國務大臣)[名] 国务大臣
ゆいいつ(唯一)[名] 唯一	にんめいする(任命~)[名・サ变他] 任命
りょういん(両院)[名] 两院(众议院和参议院)	じょうやく(条約)[名] 条约
さんぎいん(参議院)[名] 参议院	あらし(争い)[名] 纷争
ぎいん(議院)[名] 议院	つみ(罪)[名] 罪行
そしき(組織)[名・サ变他] 组织,机构	あるなし[名] 有无
さだめる(定める)[动2他] 规定,决定	さいばんかん(裁判官)[名] 法官
せんきょにん(選挙人)[名] 选举人	こうせい(公正)[名・形2] 公正
じんしゆ(人種)[名] 人种,种族	さいばんいんせいど(裁判員制度)[名]
しんじょう(信条)[名] 信仰,信条	审判員制度
もんち(門地)[名] 门第	とくてい(特定)[名] 特定
ざべつする(差別~)[名・サ变他]	けいじさいばん(刑事裁判)[名] 刑事判决
歧视;加以区别	むざくい(無作為)[名] 随机,非人为
さいこうさいばんしょ(最高裁判所)[名]	さいばんいん(裁判員)[名] 审判员
最高法院	しんり(審理)[名・サ变他] 审理,审判
かきゆうさいばんしょ(下級裁判所)[名]	下级法院
民主主義	~権 ~制
いし(意思)[名] 意志	~項 ~項, ~条
せんしゆつする(選出~)[名・サ变他]	~主義 ~主义
选拔,选出	被~ 被~
ぎけつ(議決)[名・サ变他] 议决,表決	満~ 満~
にいん(二院)[名] 二院,两院	
してん(視点)[名] 角度,观点,视点	
ダブルチェック[名・サ变他]	
双重把关;再次确认	

定。另外，所谓“委託（委託保管）”，是指为了做担保而将金钱等提交给国家机关的委托保管部门代为保管。“委託所（委託保管部门）”是指法务局、地方法务局等法务省的机关。

（補償金等の供託）

第74条 第33条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第33条の2第2項、第68条第1項又は第69条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合
 - 二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合
 - 三 その者がその補償金の額について第72条第1項の訴えを提起した場合
 - 四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）
- 2 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。
- 3 第67条第1項、第67条の2第4項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第1項の規定による担保金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。
- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

（补偿金等的委托保管）

第74条 按第33条第二款（包括适用于同条第四款的情况）、第33条之2第二款、第68条第一款或第69条规定应支付补偿金者，在下述情况必须寄存该项补偿金以代替补偿金的支付。

- （一）著作权人拒绝领受补偿金或不能领受补偿金；
- （二）支付者无过失，无法明确著作权人；
- （三）支付者就补偿金数额根据第72条第一款规定提起诉讼时；
- （四）以该著作权为标的而设定质权（得到该质权所有者同意的情况除外）。

第二款：前款第（三）项，著作权人提出支付请求时，应支付该项补偿金者在支付自己估算的金额时，还必须寄存与裁定额度之间的差额。

第三款：根据第67条第一款或第67条之2第4款、或者前两款规定寄存补偿金时，又或根据同条第一款的规定寄存担保金时，若可以获知著作权人在国内的住址或居住地，则必须在其附近的寄存所办理寄存；除此之外的其他情况下应在寄存人的住址或居住地附近的寄存所办理寄存。

第四款：办理了前款寄存的人，必须迅速将此通知著作权所有者。但是，因著作权所有者不明或因其他原因不能通知到著作权所有者时，不在此限。

上述文章可以列举以下特征。这也适用于所有的法律条文。

(1) 与“において”“にあつては”“による”等书面语相对应，使用“準用”“確知”“当該”“係る”“有する”等法律术语。“係る”除了表示①“有关系”这种较一般的用法外，还以“Aの+サ变动词词干+に係るB”的形式，表示②“A所……的B”的意思。只是这种说法较为古老，现在已经很少用了。

▶ この法律は、プログラムの著作物に係る登録に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）の特例を定めることを目的とする。〔①〕（这项法律的目的是针对登陆电脑程序作品，制定著作权法<昭和45年5月6日法律第48号>的特例。）

▶ 文化庁長官の裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。〔②〕

（对于文化厅长官裁定中涉及的金額部分的不服，不可以作为对裁定本身不服的理由。）

(2) 使用“又は”“並びに”“若しくは”“ただし”等可增强逻辑性的词语。

(3) 除以“含む”“除く”等基本形结句以外，以“～でない”“～なければならない”（□初级第19课）“～てはならない”（□高级第10课）“～ものとする”“～こととする”等结句也较多。

(4) 指人时，用“～する者”“～した者”“～すべき者”，而不指特定的人。

(5) 一般句子较长，修饰语也比较复杂。后续句子时，不以“～て”中止，而用动词ます形去掉“ます”的形式连接（□中级第2课），如“支払い，～”“拒み，～”。

(6) 多用指示词，如“その者”“その旨”等。

■それぞれが独立機関として、互いに抑制し合い、権力の行き過ぎを防ぐことを「三権分立」という。

2. 行き過ぎ

“动词ます形去掉‘ます’+過ぎる”表示动作超过了正常的程度（□初级第44课）。“行き過ぎ”是“行き過ぎる”的名词形式，意思是“行为过度”。另外还有“言い過ぎ（言过其实）”“やり過ぎ（做过头）”“寝過ぎ（睡过头）”“笑い過ぎ（笑过头）”等。一般用“～過ぎだ”“～過ぎの～”的形式。

▶ いくらお腹がすいているといつても、ラーメン3杯はちょっと食べ過ぎじゃないか。
（肚子再饿，吃3碗拉面也太多了吧。）

▶ いくら発言は自由だといつても、田中は言い過ぎのような気がする。
（我觉得，再怎么发言自由，田中也说得太过了。）

▶ 5分遅刻したくらいで、始末書を書かせるのはやり過ぎだと思う。
（不过迟到了5分钟就让人写检讨，有点儿过分了。）

■すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

3. ～により～ [书面语]

“～により～”意思与“～によって～”相同，前者的书面语色彩更强些。“～によって～”还有初级第41课、中级第6课、中级第10课中已经学过的如下用法：

▶ この建物は有名な建築家によって設計された。〔被动句的动作者〕
(这座建筑是著名建筑学家设计的。)

▶ 受験に必要な書類は大学によって異なる。〔不同状况〕
(参加考试所需的文件，每个大学都有所不同。)

▶ 彼は疲れた時に温泉に行くことによってリフレッシュしている。〔手段〕
(他在疲劳时利用洗温泉的方式使自己恢复精力。)

▶ コンピュータソフトの不具合によって銀行のATMが使えなくなった。〔原因〕
(由于电脑程序故障，银行的ATM机不能使用了。)

课文中的“～により～”还用于表达“基于……，……”的含义(□初级第23课)。例如：

▶ 警察は犯罪者を法律によって逮捕し、起訴するために必要な証拠を集めて犯罪の事実を明らかにする。

(警察根据法律对犯罪者实施逮捕，并为了提供起诉所需证据而查清犯罪事实。)

▶ 貿易協定の内容は相手国の要望により変更された。
(贸易协定的内容根据对方国家的要求做了变更。)

■国会は、衆議院と参議院の二院からなっている。なぜ二院制を取っているかという、法律など国にとって大事な問題について、2つの視点でダブルチェックできるからである。

4. なぜ～かという～からだ／なぜかという～からだ

在陈述与某个事项相关的理由时，使用“なぜ～かという～”“なぜかという～”的表达方式，后接表示理由的“～からだ／～からである”。该表达方式可以使句子简短地结束，并实现对理由的强调。另外，“なぜ”可以替换为“どうして”，但“なぜ”属于书面语。

▶ わたしたちはあえて宣伝はしません。なぜかという、宣伝しなくても、いい物は売れると思うからです。

(我们刻意不做宣传。为什么呢？是因为我们认为即便不做宣传，好东西也会卖得好。)

▶ どうしてここに来たかという、海が見たかったからだ。
(要说为什么到这里来，那是因为想看大海。)

如果将上例变为“宣伝しなくても、いい物は売れると思うから、わたしたちはあえて宣伝はしません。”，则句子显得太长。

另外，“なぜ～かという～”的形式，其中的“なぜ”也可以用“だれ”“いつ”“どこ”等疑问词替换。这种中途改成疑问的说法，有向对方强调的效果。

▶ 当時、社内で大きな改革が行われました。その改革を提案したのはだれかという

と、田中部長です。

(当时，进行了大力度的改革。那么提出这项改革的是谁呢？他就是田中部长。)

▶ わたしはその女性に会ったことがある。いつかという、今からちょうど10年前だ。(我见过那位女士。要是什么时候，正好是10年前。)

▶ 新種のチョウが発見されました。どこで発見されたかという、アマゾン川の上流です。(发现了蝴蝶的新种。那么是在哪里发现的呢？是在亚马逊河的上游。)

■「選挙権」「被選挙権」はともに、性別によらず、年齢を含む一定の要件を満たせば、すべての国民に与えられる。

■地方への参政権も国政と同様で、下記の要件を満たし、さえすればよい。

5. ～によらず

“名词+によらず”意思是“与……无关”。

▶ 理由のいかんによらず、ここは立ち入り禁止である。

(无论理由如何，这里禁止入内。)

▶ 彼は見かけによらず、純情な青年だ。(别看他的长相，他其实是一个纯情的青年。)

6. “～ば”和“～さえすれば”

“満たせば”是他动词“満たす”的ば形(□初级第37课)，意思是“使……满足的话”。而“満たしさえすれば”则是“満たす”的ます形去掉“ます”的形式加上表示强调的“さえ”和“すれば”，意思是“只要使……满足的话”。“～さえすれば”表示最低条件(□中级第7课)。课文中的句子也可以说成“下記の要件さえ満たせば”，但用“下記の要件を満たしさえすれば”则会使条件的语感更加强烈。サ变动词也一样，一般用“勉強さえすれば”的说法，而用“勉強しさえすれば”则强调条件的语感更加强烈。

▶ この薬を飲みさえすれば、具合はよくなるはずだ。
(只要吃了这个药，病情就会好转。)

▶ この授業は出席しさえすれば、単位がもらえる。
(这个课只要去/来听，就能拿到学分。)

■例えば、東京都知事の場合、満30歳以上の国民であれば、だれでも立候補できる。

7. “～であれば”和“～なら”

“国民であれば”是表达断定的“国民である”后接表示假定条件的“ば”，意思是“以是本国国民为条件”。也可以说“国民なら”。“～であれば”与“～なら”相比书面语色彩稍重。

▶ 就職は、大企業であれば、どこでもいい。(找工作，只要是大企业，哪里都可以。)

▶ 日本では、20歳以上の成人であれば、お酒を飲むことができる。
(在日本，只要是20岁以上的成人就可以饮酒。)

■ 2009年に「裁判員制度」が導入されてからは、特定の刑事裁判。に限り、満20歳以上の日本国民から無作為に選ばれた人が裁判員となり、…

8. ～に限り

“Aに限り、B”意思是“把范围仅仅限定于……”，表示B部分的状态只有在A的条件下才能成立。

- ▶ 今日に限り、入館料は無料です。(入館免费仅限今日。)
 - ▶ 国際線に限り、割引のサービスが適用されます。(折优惠仅适用于国际航班。)
- “限り”表示限定，与“～に限らず”(□高级第1课)和“～は～に限られる”(□高级第3课)词源相同。
- ▶ 今日に限らず、入館料はいつも無料です。(不仅今天，入馆一直免费。)
 - ▶ 割引のサービスの適用は、国際線に限られます。(折优惠仅适用于国际航班。)

专栏

内阁总理大臣的选举方法

日本の政治称为“议会内阁制”，采用由国民选举的国会议员投票选举内阁总理大臣的体制。这项制度不同于国民可以直接投票的制度，内阁总理大臣由国会议员人数最多的政党中选出。其好处是内阁总理大臣提出的方针容易获得通过。其缺点是，因难以违背议会中多数派的意见而不易提出大胆的方针政策。

内阁与官僚的关系

所谓官僚，是指有一定地位的国家公务员，在中央各省、厅从事制定并执行预算、法案以及政策的工作。因官僚制定的政策多成为内阁的方针，所以也有人说：“内阁是由官僚操纵的”。在日本，常有因内阁集体辞职导致内阁总理大臣换人的情况，但不会因此而造成官僚辞职。可以说，正是因为有了这样的体制，即便内阁总理大臣频频更替，也不会对国民的生活造成大的影响。

新出語彙3

- ちよさくげんほう (著作権法) [名] 著作权法
- ほしょう (補償) [名・サ変他] 补偿, 赔偿
- いたく (委託) [名・サ変他] 委托保管
- いたくじよ (委託所) [名] 委托保管部门
- じゅんようする (準用～) [名・サ変他] 适用
- かくちする (確知～) [名・サ変他] 确知
- とうがい (当該) [名] 该, 有关
- かがる (係る) [动1自] 涉及, 关联
- ゆうずる (有～) [サ変他] 有, 享有
- ちよさくぶつ (著作物) [名] 著作物
- とくれい (特例) [名] 特例
- ちようかん (長官) [名] 长官
- さいてい (裁定) [名・サ変他] 裁定
- ふふく (不服) [名・形2] 不服
- ならびに (並びに) [连] 及, 和
- こばむ (拒む) [动1他] 拒绝; 阻挡
- しまつしよ (始末書) [名] 检讨书, 书面检查
- ふぐあい (不具合) [名] 不正常, 故障
- エーティーエム (ATM) [名] ATM机
- きそする (起訴する) [名・サ変他] 起訴
- きょうてい (協定) [名・サ変他] 协定
- あえて [副] 刻意; 敢, 硬
- しんしゆ (新種) [名] 新品种
- チョウ [名] 蝴蝶
- アマゾンがわ (～川) [专] 亚马逊河
- じょうりゆう (上流) [名] 上流, 上游
- いかん [名] 如何, 怎样
- たちいりきんし (立ち入り禁止) [名] 禁止进入, 禁止入内
- きんし (禁止) [名・サ変他] 禁止
- みかけ (見かけ) [名] 长相, 外表, 外观
- じゅんじょう (純情) [名・形2] 纯情, 天真
- せいねん (青年) [名] 青年
- てきようする (適用～) [名・サ変他] 适用, 应用

練習

1. 本文を読んで以下の質問に答えなさい。

- (1) 「三権分立」とはどのような意味ですか。
- (2) 国会ではなぜ二院制を取っているのですか。
- (3) 国政の選挙権と被選挙権の要件は何ですか。それぞれ答えなさい。

選挙権: _____

被選挙権: _____

- (4) 内閣総理大臣の仕事にはどのようなものがありますか。本文から抜き出さない。
- (5) 「裁判員制度」が導入されてから、だれが審理に参加するようになりましたか。

2. [] から適切な表現を選び、必要があれば () 内の言葉と組み合わせて、文を完成しなさい。

- (1) 子供を出産した後、両親の協力 () 仕事を続けていけなかった。
- (2) もし彼女の言っていることが (本当だ→), 彼女はこの事件とは何も関係がないということだ。
- (3) 日中商事では、能力があれば国籍や性別 (), 正社員として採用するそうだ。
- (4) 夕食後、ソファーに座ってテレビドラマを (見始める→), ドラマの結末を見るまでは、テレビの前から離れられない。
- (5) 先日泊まった旅館は、3歳以下の子供 () 宿泊費は無料だったが、0歳であっても子供料金が必要な旅館もある。
- (6) 収益が (上がる→), 会社を存続させることはできない。

[] によらず [] に限り [] を抜きには [] たら最後 [] ない限り [] とすれば

3. 適切なほうを選びなさい。

- (1) 日本人 (であると・であれば), 皆日本の歴史を知っているというわけではない。
- (2) 教科書の基本問題 (さえも・さえ分かれば), ほかの問題は簡単に解けるであろう。
- (3) まずは参加希望者の意見を (聞かないことには・聞かないことにして), 最終的な決定を下すことができない。
- (4) プロジェクトリーダーである田中さん (を抜きにしては・なら), 今度のプレゼンテーションは成功しないと思う。
- (5) 今回の奨学金は、申請するのが初めての人 (に限り・によらず), 優先的にもらうことができる。

4. () の表現を使って次の文を書き直しなさい。

【例】梅の花が咲くので、四季の中でいちばん好きなのは冬だ。(なぜ~かというと)

→四季の中でなぜ冬がいちばん好きかという、梅の花が咲くからだ。

- (1) 日本の会社の経営戦略について学びたいと思ったので、わたしは海外留学先として日本を選んだ。(なぜ~かという)
- (2) いわゆるペットブームは1980年代後半に始まったそうだ。(いつ~かという)
- (3) このような珍しい魚が地元の湖で発見された。(どこで~かという)

5. 日本の選挙制度についての録音を聞き、() に適切な言葉を入れてノートを完成しなさい。

Date : / /

■日本における選挙権

20歳以上の⁽¹⁾ () であれば⁽²⁾ () や⁽³⁾ () に関係なく投票できる。

■選挙の歴史

- ・⁽⁴⁾ () 年に初めての国政選挙が行われた。
- 選挙権が認められていたのは、⁽⁵⁾ () 。
- ・1925年によく普通選挙が行われた。
- 25歳以上の男性全員に選挙権が与えられた。
- ・20歳以上の女性が投票できるようになった。
- ⁽⁶⁾ () になってから。
- ※今では当然の権利として考えられている選挙権だが、このような歴史があったことを認識して、投票日には⁽⁷⁾ () べきである。

■最近の選挙について

- ・選挙に関心がなく、投票日に⁽⁸⁾ () が増えてきている。
- ・投票率を上げるための制度ができる。
- 投票日に行けない場合、⁽⁹⁾ () 投票できるようになった。
- ⁽¹⁰⁾ () 20歳以上の日本人も投票できるようになった。

6. 下線部を替えて、録音を聞きながら会話の練習をしなさい。

森: 山田君、今井君って知ってる?

山田: 営業部にいた今井さんのことですか?

森: そう。あの今井君。何と今度の東京都議会議員選挙に立候補するって。

山田: ええっ! 選挙に立候補?

森: そうなんだよ。本当に驚いたよ。

- (1) 趙さん/3月に中国に帰国した趙さん/うちの部署の橋本さんと結婚する
- (2) 駅前の工場跡地/大阪ビール工場があった所/浪速大学のキャンパスができる

7. 次の文には、話し言葉の表現がそれぞれ1, 2か含まれている。その部分に下線を引いて、書き言葉の表現あるいは文体に直しなさい。

- (1) 予算の議決、内閣総理大臣の指名なんかも国会の重要な仕事です。
- (2) どうして3つに分かれているかっていうと、そのほうが合理的だからだ。
- (3) 1冊の本を読んだだけで、その筆者の主張が正しいと決めちゃいけないよ。
- (4) 最近、政治に関心を持つ若者がどんどん減少しているのは、すごく大きな問題だ。
- (5) 「裁判員制度」っていうのは2009年に導入された制度である。
- (6) 選挙権は性別によらないで、年齢を含む一定の要件を満たしたら、国民みんなに与えられる。
- (7) 東京都知事に立候補する場合、満30歳以上の国民だったら、だれでも立候補できる。
- (8) 大学の先輩が議員やってて、大学のころからボランティアで選挙の手伝いしてた。

8. 次の文の指示詞の使い方を考え、不適切な部分に下線を引き、適切な形に直しなさい。

- (1) 甲: 今アルバイトしてる店に、中国人留学生の李さんっていう人がいるんだけど。
乙: ふーん。
甲: あの人が、今度歌手デビューするんだって。
乙: ええ、すごいじゃない!?
- (2) 甲: 駅前のカフェ知ってる?
乙: ええ、この間オープンした所ですよ。
甲: そうそう。この店のケーキすごくおいしいんだって。
乙: へえ、今度いっしょに行ってみよう。
- (3) 佐藤君がA大学とB大学の入学試験に合格した。それで第1志望のC大学に合格したら、受験した大学すべてに合格ということになる。
- (4) 本研究会の役員の資格は、会則でそれを定める。
- (5) 国会や内閣から独立して、どこからも影響を受けず、憲法や法律に基づいて公正な判断をする。ああした裁判所の働きを「司法」という。

9. 本文を参考にして、日本の政治と選挙について述べた中国語文を日本語に翻訳しなさい。

日本の国会議員是从国民中选举产生的。众议院议员为480人，参议院议员242人。能够参选的年龄，众议院满25岁以上，参议院满30岁以上。无论性别，只要满足包括年龄在內的一定的必要条件，所有国民都被赋予“选举权”和“被选举权”。选举权要求无论众、参两院的国家级选举还是地方选举，都要满20岁以上。但在地方选举中必须要在选举地连续居住3个月以上。关于被选举权，知事要年满30岁以上，其他地方议会议员等要满25岁以上。

新出語彙4

- せいしゃいん (正社員) [名] 正式職員
- けつまつ (結末) [名] 結果, 結局; 终结
- さいしゅうてき (最終的) [形2] 最終的
- くだす (下す) [動1他] 作出, 下
- しょうがくきん (奨学金) [名] 奨学金, 助学金
- ゆうせんてき (優先的) [形2] 優先的
- とうひょうする (投票〜) [名・サ変自] 投票
- とうきょうとぎかいぎいん (東京都議会議員) 東京都议会议員
- はしもと (橋本) [专] 橋本
- あとち (跡地) [名] 拆毀后的遗迹, 拆迁地
- なわだいがく (浪速大学) [专] 浪速大学
- キャンパス [名] 大学校園
- ぶんたい (文体) [名] 文体
- ごうりてき (合理的) [形2] 合理的
- ひっしゃ (筆者) [名] 笔者, 作者
- しじし (指示詞) [名] 指示词
- しばう (志望) [名・サ変他] 志愿, 志望
- かいそく (会則) [名] 会章, 会的规则

【聴解】

- だいにじせかいたいせん (第二次世界大戦) [名] 第二次世界大战
- まえもって (前もって) [副] 提前, 事先
- りょうじかん (領事館) [名] 领事馆